

## 給与明細の作り方

### STEP 2 ; 給与から差し引く健康保険、介護保険、厚生年金の額

ここでは給与明細のうち、この部分の記載方法を解説します。

氏名； \_\_\_\_\_ 様

年	月分	給与明細書	
計算期間	自	月	日
	至	月	日

(単位；円)

勤怠		支給	控除	その他
出勤日数		基本給	健康保険料	年末調整還付
実働時間		時間外手当	介護保険料	年末調整徴収
			厚生年金	
		通勤費	雇用保険料	
			(社保 小計)	(0) 合計
				0
			所得税	
			住民税	差引支給額
				0
		合計	0 合計	0

#### ポイント 1

#### 社会保険料についての基本

「常時使用する従業員が5人以上いる個人事業主」と「すべての法人」は、社会保険へ加入義務があります。(※但し加入義務がない個人事業主も任意に加入できます。)

役員を含むすべての正社員、そして一定の条件を満たすパートやアルバイトは毎月の給料から社会保険料が差し引かれますが、その金額は「標準報酬月額」という金額がいくらに設定されているかで決まります。

「標準報酬月額」というのは、分かりやすく言えば“給料金額のランク”です。

個々の従業員の給料ランクがいくらなのかは、事前に日本年金機構(年金事務所)に届け出るなどの手続きをしなければいけません。

**ポイント 2**

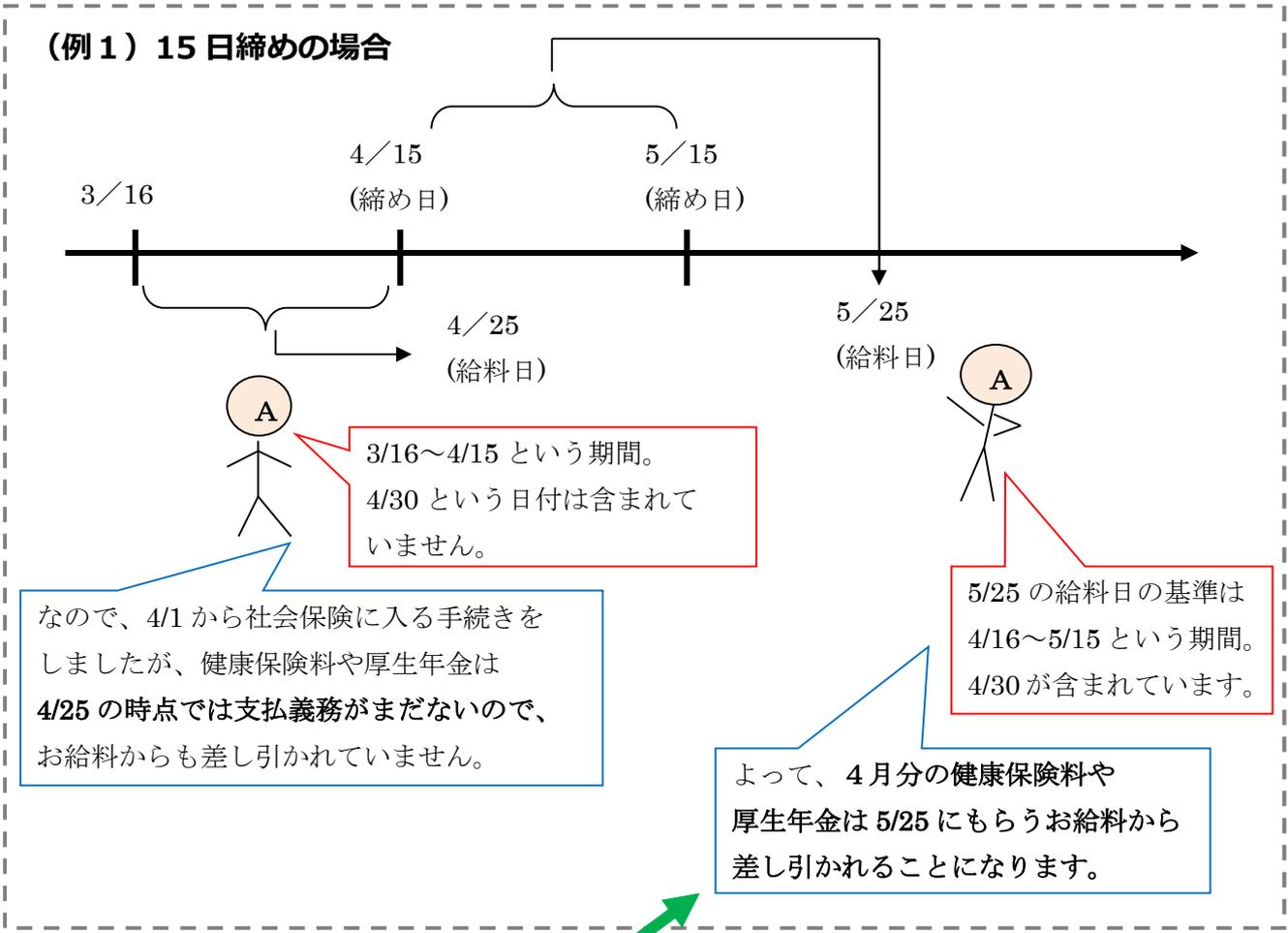
**「日割りなし」と「末日在籍」というルールについて**

4月1日入社の社員からも、4月15日入社の社員からも「4月分の社会保険料」を丸ごと1か月分差し引きます。社会保険は日割計算するという概念がないからです。

なお、7月28日に退職した社員からは「7月分の社会保険料」は差し引かれませんが一方で8月3日に退職した社員からは「7月分の社会保険料」は差し引かれます。

その月の末日時点で社保の加入者として在籍するかどうかの違いです。

具体的に、毎月15日を「締め日」、毎月25日を「給料日」と決めている会社が「今年4月から、従業員Aを社会保険に加入させることとしました」という場合を見てみましょう。



このAさんのセリフ。「4月分」の健康保険料や厚生年金は「5/25 にもらう給料から差し引き」とあります。この会社の給料計算の締め日が15日なので、こうなるのです。

… では、仮にAさんの会社が「月末締め、翌月10日払い」だとしたら???



健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書

標準報酬月額

被保険者 番号	被保険者氏名	第1 資格取得年月日	標準報酬月額
1	●●●●●● (男)	R. 2. 1	健康: 190千円 厚生: 190千円
2	●●●●●● (女)	R. 2. 1	健康: 300千円 厚生: 300千円

① まず、日本年金機構から郵送で受け取った「標準報酬決定通知書」を確認しましょう。

そして、この金額が「標準報酬」つまり実際に給料から差し引く社会保険料の額を決める基準となる金額です。

令和2年4月分(5月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

健康保険料率: 平成31年3月分～適用  
厚生年金保険料率: 平成29年9月分～適用  
介護保険料率: 令和2年3月分～適用  
子ども子育て拠出金: 令和2年4月分～適用

標準報酬 等級	月額	報酬月額	全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入者を除く)	
			介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
			10.14%		11.93%		18.300%※	
			全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	円以上 円未満 63,000	5,881.2	2,940.6	6,919.4	3,459.7		
2	68,000	63,000 ~ 73,000	6,852.2	3,426.1	8,112.4	4,056.2		
3	78,000	73,000 ~ 83,000	7,909.2	3,954.6	9,305.4	4,652.7		
4(1)	83,000	83,000 ~ 93,000	8,932.2	4,466.1	10,688.4	5,344.2	16,104.0	8,052.0
5(2)	88,000	83,000 ~ 101,000	9,937.2	4,968.6	11,691.4	5,845.7	17,934.0	8,967.0
6(3)	104,000	101,000 ~ 107,000	10,545.6	5,272.8	12,407.2	6,203.6	19,032.0	9,516.0
7(4)	110,000	107,000 ~ 114,000	11,154.0	5,577.0	13,123.0	6,561.5	20,130.0	10,065.0
8(5)	118,000	114,000 ~ 122,000	11,952.2	5,976.1	14,077.4	7,038.7	21,584.0	10,792.0
9(6)	128,000	122,000 ~ 130,000	12,776.4	6,388.2	15,031.2	7,515.6	23,058.0	11,529.0
10(7)	144,000	138,000 ~ 138,000	13,857.6	6,928.8	16,356.0	8,178.0	24,522.0	12,261.0
11(8)	142,000	138,000 ~ 146,000	14,356.8	7,178.4	16,840.0	8,420.0	25,886.0	12,943.0
12(9)	150,000	148,000 ~ 152,000	15,210.0	7,605.0	17,820.0	8,910.0	27,450.0	13,725.0
13(10)	160,000	155,000 ~ 165,000	16,224.0	8,112.0	19,088.0	9,544.0	29,280.0	14,640.0
14(11)	170,000	165,000 ~ 175,000	17,238.0	8,619.0	20,281.0	10,140.5	31,110.0	15,555.0
15(12)	180,000	175,000 ~ 185,000	18,252.0	9,126.0	21,474.0	10,737.0	32,940.0	16,470.0
16(13)	190,000	185,000 ~ 195,000	19,266.0	9,633.0	22,667.0	11,333.5	34,770.0	17,385.0
17(14)	200,000	195,000 ~ 210,000	20,280.0	10,140.0	23,860.0	11,930.0	36,600.0	18,300.0
18(15)	210,000	210,000 ~ 230,000	22,896.0	11,448.0	26,446.0	13,223.0	40,920.0	20,460.0
19(16)	240,000	230,000 ~ 250,000	24,336.0	12,168.0	28,632.0	14,316.0	43,920.0	21,960.0
20(17)	260,000	250,000 ~ 270,000	26,868.0	13,434.0	31,118.0	15,559.0	47,880.0	23,940.0

② 次にこのような「保険料額表」を用意します。(ウェブサイトから入手できます。)

この部分に注意し、必ず給与計算をしている月度に合った表を用いましょう。  
※毎年3～4月に料率が変化します。

健康保: 190千円      厚生: 190千円

標準報酬 等級	月額	報酬月額	全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入者を除く)	
			介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
			10.14%		11.93%		18.300%※	
			全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	円以上 円未満 63,000	5,881.2	2,940.6	6,919.4	3,459.7		
2	68,000	63,000 ~ 73,000	6,852.2	3,426.1	8,112.4	4,056.2		
3	78,000	73,000 ~ 83,000	7,909.2	3,954.6	9,305.4	4,652.7		
4(1)	83,000	83,000 ~ 93,000	8,932.2	4,466.1	10,688.4	5,344.2	16,104.0	8,052.0
5(2)	88,000	83,000 ~ 101,000	9,937.2	4,968.6	11,691.4	5,845.7	17,934.0	8,967.0
6(3)	104,000	101,000 ~ 107,000	10,545.6	5,272.8	12,407.2	6,203.6	19,032.0	9,516.0
7(4)	110,000	107,000 ~ 114,000	11,154.0	5,577.0	13,123.0	6,561.5	20,130.0	10,065.0
8(5)	118,000	114,000 ~ 122,000	11,952.2	5,976.1	14,077.4	7,038.7	21,584.0	10,792.0
9(6)	128,000	122,000 ~ 130,000	12,776.4	6,388.2	15,031.2	7,515.6	23,058.0	11,529.0
10(7)	144,000	138,000 ~ 138,000	13,857.6	6,928.8	16,356.0	8,178.0	24,522.0	12,261.0
11(8)	142,000	138,000 ~ 146,000	14,356.8	7,178.4	16,840.0	8,420.0	25,886.0	12,943.0
12(9)	150,000	148,000 ~ 152,000	15,210.0	7,605.0	17,820.0	8,910.0	27,450.0	13,725.0
13(10)	160,000	155,000 ~ 165,000	16,224.0	8,112.0	19,088.0	9,544.0	29,280.0	14,640.0
14(11)	170,000	165,000 ~ 175,000	17,238.0	8,619.0	20,281.0	10,140.5	31,110.0	15,555.0
15(12)	180,000	175,000 ~ 185,000	18,252.0	9,126.0	21,474.0	10,737.0	32,940.0	16,470.0
16(13)	190,000	185,000 ~ 195,000	19,266.0	9,633.0	22,667.0	11,333.5	34,770.0	17,385.0
17(14)	200,000	195,000 ~ 210,000	20,280.0	10,140.0	23,860.0	11,930.0	36,600.0	18,300.0
18(15)	210,000	210,000 ~ 230,000	22,896.0	11,448.0	26,446.0	13,223.0	40,920.0	20,460.0
19(16)	240,000	230,000 ~ 250,000	24,336.0	12,168.0	28,632.0	14,316.0	43,920.0	21,960.0
20(17)	260,000	250,000 ~ 270,000	26,868.0	13,434.0	31,118.0	15,559.0	47,880.0	23,940.0

③ 「標準報酬決定通知書」に記載されている金額 190 千円を「保険料額表」で探します。

そして対象となる従業員が 40 歳未満なら「健康保険料」の欄に記載します。

一方、対象となる従業員が 40 歳以上 65 歳未満の場合は「健康保険料」と「介護保険料」の欄に記載します。

※左記の例でいうと、健康保険料+介護保険料の合計額が「保険料額表」の金額になるように記載します。

(40 歳未満の社員の場合)

支給		控除	
18日	基本給	180,000	健康保険料 9,633 円
時間	時間外手当	7,500	介護保険料 年
			厚生年金
	通勤費	3,000	雇用保険料

(40 歳以上 65 歳未満の社員の場合)

支給		控除	
3日	基本給	180,000	健康保険料 9,633 円
時間	時間外手当	7,500	介護保険料 1,700 円
			厚生年金
	通勤費	3,000	雇用保険料

健保：190千円	厚生：190千円
----------	----------

④ 厚生年金についても同じように、この標準報酬決定通知書の金額を参考に、当てはまるランクの金額を探し当てます。

※厚生年金の場合は年齢による区分はありません。

(兵庫県) (単位:円)

標準報酬 等級	月額	報酬月額	全国健康保険協会健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金加入人員を除く)	
			介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
			10.14%	11.93%	18.300%※			
金額	折半額	金額	折半額	金額	折半額	金額	折半額	
1	58,000	円以上 円未満	5,881.2	2,940.6	6,919.4	3,459.7		
2	68,000	63,000 ~ 73,000	6,852.2	3,426.1	8,172.4	4,086.2		
3	78,000	73,000 ~ 83,000	7,823.2	3,911.6	9,354.6	4,677.3		
4(1)	88,000	83,000 ~ 93,000	8,794.2	4,397.1	10,437.0	5,218.5	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000 ~ 103,000	9,765.2	4,882.6	11,691.4	5,845.7	17,634.00	8,817.00
6(3)	108,000	103,000 ~ 113,000	10,736.2	5,368.1	12,945.6	6,472.8	19,166.00	9,583.00
7(4)	118,000	113,000 ~ 123,000	11,707.2	5,853.6	14,200.0	7,100.0	20,700.00	10,350.00
8(5)	128,000	123,000 ~ 133,000	12,678.2	6,339.1	15,454.4	7,727.2	22,234.00	11,117.00
9(6)	138,000	133,000 ~ 143,000	13,649.2	6,824.6	16,708.6	8,354.3	23,768.00	11,884.00
10(7)	148,000	143,000 ~ 153,000	14,620.2	7,310.1	17,963.0	8,981.5	25,302.00	12,651.00
11(8)	158,000	153,000 ~ 163,000	15,591.2	7,795.6	19,217.4	9,608.7	26,836.00	13,418.00
12(9)	168,000	163,000 ~ 173,000	16,562.2	8,281.1	20,471.8	10,235.9	28,370.00	14,185.00
13(10)	178,000	173,000 ~ 183,000	17,533.2	8,766.6	21,726.2	10,863.1	29,904.00	14,952.00
14(11)	188,000	183,000 ~ 193,000	18,504.2	9,252.1	22,980.6	11,490.3	31,438.00	15,719.00
15(12)	198,000	193,000 ~ 203,000	19,475.2	9,737.6	24,235.0	12,117.5	32,972.00	16,486.00
16(13)	208,000	203,000 ~ 213,000	20,446.2	10,223.1	25,489.4	12,744.7	34,506.00	17,253.00
17(14)	218,000	213,000 ~ 223,000	21,417.2	10,708.6	26,743.8	13,371.9	36,040.00	18,020.00
18(15)	228,000	223,000 ~ 233,000	22,388.2	11,194.1	28,000.0	14,000.0	37,574.00	18,787.00
19(16)	238,000	233,000 ~ 243,000	23,359.2	11,679.6	29,254.4	14,627.2	39,108.00	19,554.00

支給		控除	
基本給	180,000	健康保険料	9,633
時間外手当	7,500	介護保険料	1,700
		厚生年金	17,385

これで「控除」のうち健康保険料、介護保険料及び厚生年金についての基本形は完成です。